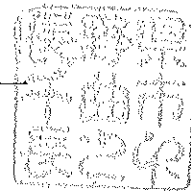


千曲市告示第90号

千曲市子育て支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月24日

千曲市長 小川 修



千曲市子育て支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市子育て支援ショートステイ事業実施要綱（平成29年千曲市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条の2の7」を「第1条の2の9」に改める。

第2条を次のように改める。

（事業内容）

第2条 この事業の内容は、第4条において定める対象者を児童福祉施設において一定期間、養育又は保護を行い、必要に応じて以下の支援を実施するものとする。

- (1) 保護者のレスパイト・ケア
- (2) 育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (3) 育児・家事等の協働による保護者のエンパワメント支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童及びその保護者に必要な支援

第4条第1項中「児童で、その保護者が次の各号に掲げる事由により一時的に養育が困難となった児童」を「児童及びその保護者（以下「親子等」という。）のうち、次の各号に掲げる場合に該当するもの」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 児童の保護者に疾病がある場合

第4条第1項第2号から第4号までの規定中「事由」の次に「がある場合」を加え、同項に次の3号を加える。

- (5) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- (6) レスパイト・ケア、児童との関わり方、養育方法等について親子等での利用が必要であると市長が認めた場合
- (7) 経済的問題により緊急一時的に親子等の保護を必要とする場合

第4条第2項を削る。

第8条中「母子等」を「者」に改める。

第15条中「直ちに」の次に「親子等を」を加え、「申請者は、母子等が入所」を「当該親子等は、入所」に改める。

別表中

「

備考

1 この表において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 母子家庭世帯 児童及びその母（配偶者のない女子（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。次号において同じ。）である者に限る。）の属する世帯

(2) 父子家庭世帯 児童及びその父（配偶者のない男子（配偶者のない女子に準ずる配偶者のない男子をいう。）である者に限る。）の属する世帯

」を

「

備考

1 この表において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 母子家庭世帯 児童及びその母（配偶者のない女子（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。）である者に限る。）の属する世帯

(2) 父子家庭世帯 児童及びその父（配偶者のない男子（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。）である者に限る。）の属する世帯

」に

改める。

附 則

この告示は、令和6年5月24日から施行する。